

三一

21年3月15日
二葉 65 號
訂案 233 號
發送

有活字
27.3.20
3.19

局長

課長

係長

法了
津書後主任

留守宅渡板替送全未着事故調査
= 因之協助力方依頼ノ件

回答

局長 右

千葉市
留守業務部長 官宛

件名

右ハ郵便白一於々運務上ハ都合有之
対第ニ資第七八號 三月五日

二付危案ニ依リ取扱フコト、致度尚本案ヲ可ト
スル場合ハ其ノ旨回報相煩度候

記

一振替送金拂渡証明書ハ別紙様式トスルコト

二尙守宅ヨリ貴部宛振替送金未着ノ旨申出アリ
タルトキハ右様式送金人姓名、住所、氏名、金額、
拂出額書発行月日（口座番号）及指定拂渡
引名ヲ記入シ之ヲ申出人ニ送付スルコト

三申出人前拂ノ謄取書ヲ受ケタルトキハ之ヲ指定拂
渡引ニ提出シ支拂済否ノ調査ヲ依頼スルコト

四指定拂渡引ハ前拂ノ依頼ニ依リ最近六ヶ月間
ノ保存額概書ヲ調査シ左ノ區別ニ従ヒ下記
ノ手續ヲ為シ日附印ヲ押捺シタル上依頼人ニ
返付ス

(1) 支拂済ナルコト判明
記書番號及拂渡月日ヲ記

一振替送金	別紙様式トスルコト
二尙守宅ヨリ	貴部宛振替送金未着ノ旨申出アリタルトキハ右様式送金人姓名、住所、氏名、金額、拂出額書発行月日（口座番号）及指定拂渡引名ヲ記入シ之ヲ申出人ニ送付スルコト
三申出人前拂ノ	謄取書ヲ受ケタルトキハ之ヲ指定拂渡引ニ提出シ支拂済否ノ調査ヲ依頼スルコト
四指定拂渡引ハ	前拂ノ依頼ニ依リ最近六ヶ月間ノ保存額概書ヲ調査シ左ノ區別ニ従ヒ下記ノ手續ヲ為シ日附印ヲ押捺シタル上依頼人ニ返付ス
(1) 支拂済ナルコト判明	記書番號及拂渡月日ヲ記

場合

四未拂ナルコト判明
の場合

入シ「未支拂」ノ文字ヲ抹
消印即スルコト

記書番號ヲ記入シ「支拂
済」ノ文字ヲ抹消印即スル
コト

三拂出額知書未着ナ
ルコト判明の場合

記書番號欄ニ「報知書未
着」ト記入スルコト

五申出人ハ右証明書ヲ貴部宛送付スルコト

以下同様

軍（軍令）降令（降令）等送金ノ旨申出アリタルトキハ右様式送金人姓名、住所、氏名、金額、拂出額書発行月日（口座番号）及指定拂渡引名ヲ記入シ之ヲ申出人ニ送付スルコト

軍（軍令）降令（降令）等送金ノ旨申出アリタルトキハ右様式送金人姓名、住所、氏名、金額、拂出額書発行月日（口座番号）及指定拂渡引名ヲ記入シ之ヲ申出人ニ送付スルコト

裏面白紙

振替送金申請書

一 送金人名

二 受取人住所

三 金額

四 金額

五 証書番号

六 振替年月日

七 振替場所

八 振替金額

年 月 日

年 月 日

レレコトヲ証明ス

郵便局長

印

裏面白紙

留三資第七八號

留守宅渡振替送金未着事故調査

ニ関シ協力方依頼ノ件照會

昭和三十一年三月五日

逓信院貯金保険局長殿

留守業務部長官

出征軍人軍屬等ノ留守宅ニ對シ貴局内郵便官署
ヲ通シ送金シアル所 留守宅ヨリ未着ノ旨申出アル
時ノ調査確認ヲ資料ト致シ度ニ付受領人ヨリ拂渡
局ニ要求アリタル場合別紙様式ニ依リ拂渡指定局ヨリ
支拂有無ノ証明ヲ交付セラル、様特別詮議アリ度
此段貴意ヲ得度候



陸

182 1/2

裏面白紙

一 住所
 二 受取人
 三 金額
 四 証券番号
 五 掛渡月日
 右者對三右金額未支掛十ルコト
 証明又
 昭和 年 月 日 郵便局長印
 縣 市 郡 町 村
 陸

1823

裏面 (Reverse side) of the document, showing dense handwritten text in Japanese, likely bleed-through from the front side. The text is arranged in vertical columns and is difficult to read due to the ink bleed-through and the texture of the paper.



裏面白紙